

2019 年 9 月 30 日

各 位

仙台市青葉区一番町二丁目 1 番 1 号
株式会社 仙 台 銀 行

キャッシュレス・消費者還元事業への取組みについて

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）は、2019 年 10 月から実施予定の「キャッシュレス・消費者還元事業」における当行の取組み状況について下記の通りお知らせいたします。

記

1. キャッシュレス・消費者還元事業について

2019 年 10 月 1 日の消費税率引き上げにともない、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点もふくめ、消費税率引き上げ後の 9 か月間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援する国の事業です。

2. 当行の取組み状況

当行で提供しておりますデビットカード（J-Debit）につきましてカード発行金融機関として A 型事業者への登録申請を行っておりますが、現時点では消費者還元補助金の交付決定手続きが完了していない状況となっております。

つきましては、10 月 1 日以降、当行が消費者還元補助金の交付決定を受けるまでの期間においてお客さまがご利用になったデビットカード（J-Debit）のお取引はポイント還元の対象外となりますのでご注意くださいようお願いいたします。

なお、消費者還元補助金の交付が決定しポイント還元対象となり次第、別途ホームページにてご案内させていただきます。

以 上

本件に関する問合せ先
経営企画部 IT 企画室 ^{あだち} 足立
TEL 022-225-8277

